

平成 26 年 5 月 21 日策定
平成 30 年 6 月 1 日改定
富士市立田子浦小学校
いじめ対策委員会

学校いじめ防止基本方針（富士市立田子浦小学校）

『前文』 基本方針の策定にあたって

いじめは、絶対に許されない行為です。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められます。いじめられた子どもは心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気付いたり、理解しようとしたりすることが大切です。いじめが重篤になるほど、状況は深刻さを増し、対応は難しくなります。そのため、早期対応することが最も重要です。

学校は、児童生徒が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる場所を提供すること、そして、主体的に取り組む共同的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという、自己有用感を育てていかなければなりません。

いじめが発見された場合には、第一にいじめられた児童生徒、あるいは保護者の思いを受け止め、同じ立場に立って寄り添う事が大切です。そして、深刻な事態にならないように、学校、家庭、地域等が協力し、いじめられた子どもへの支援はもちろんのこと、いじめた子どもや周りの子どもへの指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取組みを確認し、速やかに対応していくことが求められています。

また、状況に応じては、警察や児童相談所、医療機関、教育委員会などの関係機関等と連携することも必要です。

以上の考えにより、本方針を策定します。

1 いじめの定義

いじめとは、児童に対して当該児童が在籍している学校に在籍しているなど、当該児童と一定の人間関係にあるほかの児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットなどを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものである。嫌がらせや無視、陰口などの行為も同じである。

2 いじめの防止の基本理念及び、対策のための組織

(1) 基本理念

いじめがすべての児童に関係する問題であることを踏まえ、児童が安

心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。

いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、連携していじめの問題を克服する。

(2) いじめ防止対策委員会（以下、委員会）

構成員：校長、教頭、主幹教諭、生徒指導部員 学年顧問 養護教諭
※年6回 偶数月の職員会議の中で実施。

(3) 拡大いじめ防止対策委員会（以下、拡大委員会）

構成員：いじめ防止対策委員 + 事案発生学年部
P T A会長・副会長、S C、S S W、
富士警察署サポートセンター、青少年相談所、学校教育課等

3 いじめの未然防止に向けた取組

(1) 人権教育の推進

①人権教育年間指導計画の作成(学級経営、道徳教育、各教科、特別活動等)

A) 静岡県教育委員会発行の人権教育指導諸資料を参考に

・「子どもたちの笑顔のために」

～人権が尊重される学校づくりを目指して～

・「人権尊重の学校づくり」

・「様々な人権問題と人権学習」

・指導の在り方と人権学習 等

②Q-Uまたは人間関係づくりプログラムの実施・活用指導

A) 5年生は、市一斉に実施するQ-Uを活用、指導する。

B) 3～6年生は、人間関係づくりプログラム(静岡県教委作成)を、学活や道徳の時間に、実施、活用指導する。

C) 子どもの自主的活動の場の設定。

③帰りの会等での、仲間の良い点を称え認め合う等の活動。

④「いじめ撲滅運動」の実施(道徳・学活)→(児童会活動)

・NHKの「いじめを考えるキャンペーン 100万人の行動宣言」に参加するとともに、学年、学級内でも自主的にいじめは許さないという意識を高め合えるよう指導する。(全学年)

(2) 保護者や地域への啓発

①保護者会や学級懇談会等で、「なやまないで！」(富士市教育委員会発行)等の資料配布

②保護者向け「教育相談」時間の啓発

A) 毎週木曜日の放課後を「教育相談」の時間として位置付けているこ

とを積極的に伝え、活用を呼び掛ける。

1・2年生は15：00～15：45

3～6年生は15：45～16：30

③PTA役員会での報告

- A) 定期的に行われるPTA理事会、部会の場で、「友だちアンケート」調査結果や、個別相談実施の結果について、報告を行うようにする。
(いじめ対策担当者)

④地域ボランティアとの連携

- A) 登下校時や、休日等の各町内での児童の様子で、気になる言動について連絡をしていただけるような連携体制をつくる。
B) 学校便り「大そてつ」に、児童の言動で気になる点や、善行等を連絡していただきたい旨を掲載し、地域ぐるみで、児童のいじめ防止の機運を高める手立てをとる。
C) 田子浦地区の各種団体長会議等に、学校代表として校長や教頭等が参加する際に、同上の依頼をして、地域ぐるみで、いじめを防止していく機運を高める手立てをとる。

(3) いじめに関する教職員の研修

①静岡県教育委員会発行の「人権教育の手引き」を活用した校内研修を行う。(人権感覚の高揚)

- ・「子どもたちの笑顔のために」～人権が尊重される学校づくりを目指して～
- ・「人権尊重の学校づくり」
- ・「様々な人権問題と人権学習」
- ・指導の在り方と人権学習等の資料の活用を図る

②人権教育の研修会への積極的な参加

4 いじめの早期発見・早期対応

(1) アンケートの実施(卒業後3年間保存)

- A) 年3回実施(6月・10月・2月)
B) 実施後集計し、集計結果を基に、いじめ防止対策委員会で対策を検討する。

(2) 担任による教育相談の実施

- A) アンケート結果に基づき、全児童に対して面談を行う。
B) いじめの疑いがある場合には、いじめ把握シートを用いてより詳しく聞き取り調査を行い、生徒指導に報告する。
C) 小さな案件であっても丁寧に聞き取りを行い、記録を残す。

(3) 相談しやすい環境づくり

- ① 日常の生活の中で教職員が声掛けを行うなど、児童生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ② 相談の際は、相談者の気持ちに寄り添い丁寧な聞き取りを心掛ける。
- ③ 学校だよりや各月の行事予定表に SC の訪問日を記載するなど、SC の存在を児童生徒や保護者に積極的に周知する。

(4) いじめに対する措置

- ① いじめの情報またはいじめの疑いがある場合や、いじめにつながる可能性があるという情報を受けた場合は、直ちに委員会を開く。
また、いじめアンケート実施後は、特にいじめ事案がなかった場合でもいじめ防止のための指導の具体について、共通理解と指導体制を確認する。
- ② いじめが確認された場合は、当該学年と委員会が中心となり、組織的ないじめ対応の方策を共有する。

A) 情報を集める。

- ・ 当該学級学年及び委員会メンバーで、情報を収集する相手を分担し、客観的事実を把握する。

B) 指導・支援体制を組む

- ・ 当該学級学年及び委員会メンバーで、指導支援体制をつくる。

被害児童に向けた	支援内容、支援対応者
被害児童保護者に向けた	状況説明、支援内容、支援対応者
加害児童に向けた	指導内容、指導対応者
加害児童保護者に向けた	状況説明、指導内容、指導対応者
その他の児童に向けた	状況説明、指導内容、指導対応者
その他 P T A 会員に向けた	状況説明、支援内容、支援対応者

等

C) 子どもへの支援・指導を行う。同時に、保護者と連携する。

- ・ できるだけ速やかに、家庭訪問等で直接保護者に会って事実関係を伝える。
- ・ 事実に対する理解を得た上で、今後の対応について説明する。
(いじめた児童生徒への謝罪、解消に向けての具体的な取組等)
- ・ 事態の改善、解消に向けて、学校と連携して今後の対応を適切に行えるよう、協力を求める。
- ・ その後の学校での状況等を随時保護者に報告する。また、保護者への助言を継続的に行う。

- | | |
|-------------|-----------------|
| 被害児童に向けた | 支援内容、支援対応者 |
| 被害児童保護者に向けた | 状況説明、支援内容、支援対応者 |
| 加害児童に向けた | 指導内容、指導対応者 |

加害児童保護者に向けた	状況説明、指導内容、指導対応者
その他の児童に向けた	状況説明、指導内容、指導対応者
その他PTA会員に向けた	状況説明、支援内容、支援対応者

等

③加害児童・生徒への配慮

- A) 事実関係を確認するための聴き取りを行う。複数の児童生徒が関係している場合には、個別に同じ時間に聴き取りを行う。
- B) 頭ごなしに叱ることは避け、不満や不安がある場合にはしっかり聴く中で、いじめられた側の気持ちを理解させるとともに、「いじめは人として決して許されない行為」であることをじっくりと理解させていく。
- C) 児童生徒が抱える問題など、いじめに至る心理的な背景にも目を向けながら、粘り強い指導を行う中で、自らの行為の責任について自覚させる。
- D) その日のうちに保護者にも連絡することを伝えるとともに、状況によって、保護者に直接引き渡すような対応をする。
- E) 指導後も、引き続き状況の確認を行い、必要な支援を行う。場合によっては、ケース会議を開催し、支援方法等を検討していく。

④加害児童・生徒への処置

加害児童に向けた	指導内容、指導対応者
加害児童保護者に向けた	状況説明、指導内容、指導対応者 等

5 ネット上、他のいじめへの対応

(1) ネット上のいじめとは

スマートフォン・携帯電話、電子端末機器やパソコン等を利用して、特定の児童生徒の悪口や誹謗中傷等をWebサイトの掲示板などに書き込む、メールを送る、SNS等（無料通話アプリ等）に書き込む、動画共有サイトに投稿するなどの方法により、いじめを行うもの。

また、SNS上で特定の子に対し、その子の発言だけを無視したり、その子にとって不快な写真や動画をグループで共有したり、その子以外とグループを作り悪口を言ったり、その子を突然グループから外したりすること。

(2) 未然防止

以下のことを全校で周知する。

- A) 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えること。
- B) 子どもが利用するスマートフォンや携帯電話等には保護者がフィルタリングを上手に活用して、ある程度の制限を加え、情報を選択できるようにすること。

- C) インターネットへのアクセスは「トラブルの入り口に立っている」という認識や知らぬ間に利用者の個人情報が出るといった、ネット社会特有の新たなトラブルが起こっているということ。
- D) 子どもの発達段階や日常生活に見合ったスマートフォン・携帯電話やパソコン等、使い方を家庭で考えることが求められていること。そのために、子どもが納得できるルールを子どもと一緒に決め、ルールが守れなかったときの対応も話し合うこと。

(3) 早期発見・早期対応

ネット上のいじめを発見した場合

- A) 誹謗・中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許されない行為である。
- B) 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定される。
- C) 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙される。
上記のことを、いじめた児童生徒及び保護者にしっかりと伝える。

6 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の要因が満たされていなければならない。

- A) いじめに対する行為が止んでいる。
被害児童生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続している。
- B) 被害児童が心身の苦痛を感じていない。
いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められる。
- C) 被害児童本人及びその保護者に対して心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認できている。

※学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保しなければならない。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- A) 生命心身財産重大事態（いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号）
いじめにより、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- B) 不登校重大事態（いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号）
いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている

疑いがあると認めるとき。

〔調査〕

重大事態が発生した場合には教育委員会に報告し、市教委の指示に従い調査を行う。

調査組織が市教委の場合は全面協力し、学校の場合は市教委指導の下、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査する。

調査結果は、市教委が市長へ報告すると共に、市教委または学校が、調査結果をもとに重大事態の事実関係などの情報を、いじめを受けた子ども及びその保護者に提供する。

(2) 各対応

いじめ重大事態への対応は、「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日：文部科学大臣決定、最終改訂：平成 29 年 3 月 14 日）、
「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成 29 年 3 月：文部科学省）
「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成 28 年 3 月：文部科学省初等中等教育局）等に基づき、学校、教育委員会が連携して行う。

組織的対応

